

厚生常任委員会

令和4年9月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○奥村 容子	中川 靖広
嶋田 善行	横田 敏文	濱 眞理子
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	住 民 生 活 部 長	栗本 公生
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長	中尾 歩美
健 康 対 策 課 長 補 佐	田口三十士	国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
住 民 課 長	関口 修		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、中川委員、嶋田委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第32号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

議案第32号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申しあげます。

議案書の末尾にございます条例（要旨）をご覧いただきたいと思ひます。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきます。本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。今回の子ども医療費助成条例の一部改正につきましては、子どもの上限年齢要件を引き上げることによりまして、子ども健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図り、一層の子育て支援を推進するため、本条例

において所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容でございます。（１）子ども医療費の助成対象となります子どもの上限年齢要件を、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者から、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者に引き上げるものでございます。

二つ目に施行期日等でございます。（１）施行期日は、令和５年４月１日から施行することといたしております。次に、適用区分でございますが、この条例による改正後の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとします。

以上が、議案第３２号、斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何卒温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第３２号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３４号 令和４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第34号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）について、ご説明を申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、県支出金等の返還に係る補正予算が主なものでありまし
て、歳入歳出それぞれ93万7千円の増額を、歳入歳出それぞれ31億2,7
53万7千円とするものでございます。それでは、補正予算書の予算に関する
説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きください。はじめに歳入でございます。第7
款 諸収入、第2項 雑入、第6目 歳入欠かん補填収入であります。歳出の
前年度繰上充用金の補正に伴う減額及び今回の補正予算から生じました財源を
歳入欠かん補填収入で調整するものでございまして、93万7千円の増額補正
をお願いするものであります。

続いて、6ページをお願いいたします。歳出でございます。第9款 諸支出
金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金であります。令和3年度
特定健康診査等県負担金などの精算に伴います超過交付分の返還が生じました
ことから、221万6千円の増額補正をお願いするものがございます。次に、第
11款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上
充用金でございます。執行額の確定に伴いまして、127万9千円の減額補正
をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療
課長

以上、議案第34号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原
案どおり可決賜りますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として、
満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第35号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算(第1号) についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第35号 令和4年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算(第1号) につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 はじめに、保険事業勘定でございます。今回の補正予算の主な内容は、令和
4年10月の介護保険報酬改定等に伴う介護保険システムの本番機作業、確認
作業の予算補正に関するものと、令和3年度の本特別会計の決算額の確定に伴
う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するも
のなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,230万9千円を追
加し、歳入歳出それぞれ27億5,410万9千円とするものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助

金、第7目 介護保険事業費補助金で令和4年10月の介護保険報酬改定等に
伴う介護保険システムの本番機作業、確認作業費用に必要な経費に対し補助金
が交付されることから、4万9千円の増額補正を、第4款 支払基金交付金、
第1項 支払基金交付金、第2目 地域支援事業費交付金で22万8千円の増
額補正を、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第5目 その他一般会
計繰入金で、国庫補助金と同様に令和4年10月の介護保険報酬改定等に伴う
介護保険システムの本番機作業、確認作業費用に必要な経費として事務費繰入
金5万円の増額補正を、第6目 低所得者保険料軽減繰入金では、令和4年度
の低所得者保険料軽減負担金が当初見込みを上回ること及び令和3年度の低所
得者保険料軽減負担金の確定等により68万5千円の増額補正をお願いするも
のであります。8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第9款 繰
越金、第1項 繰越金で、令和3年度の本特別会計の決算において、歳入額が
歳出額を上回りましたことから、その差額6,129万7千円を令和4年度に
繰り越すことについて、増額補正をお願いするものでございます。

9ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算でございます。第1款
総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげましたシステム改修業務委託
料として9万9千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、順序が
逆になりますが、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について
説明をさせていただきます。令和3年度の決算額の確定により、第2目 償還
金で、介護給付費に係る国、県の負担金及び支払基金交付金について、また地
域支援事業に係る国及び県の補助金等について、それぞれ超過交付となりまし
たことから、これらを償還するための経費として3,648万3千円の増額補
正をお願いするものでございます。次に、9ページ中段にあります第3款 基
金積立金、第1項 基金積立金でございます。ただ今、ご説明申しあげました
令和3年度の決算額の確定に伴う歳入と歳出の補正額において生じた差額2,
518万9千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするもので
ございます。10ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第6款 予
備費、第1項 予備費では、令和4年度の低所得者保険料軽減負担金が当初見
込みを上回る53万8千円について増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳

出それぞれ202万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,202万4千円とするものでございます。恐れ入りますが、補正予算書の15ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和3年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額202万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

16ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算の補正でございます。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じた財源202万4千円の留保のための増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

福祉課長 以上、議案第35号 令和4年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第36号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第36号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療
課長

今回の補正予算は、令和3年度会計からの繰越し、広域連合への納付等に関するものでございます。歳入歳出予算それぞれ1,293万2千円を増額し、歳入歳出それぞれ5億6,563万2千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして説明申しあげます。補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入でございます。第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金でございます。令和3年度の決算余剰金の確定により1,225万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金であります。令和3年度中に払い戻しをいたしました保険料のうち、広域連合からの保険料還付金について、受入未済金68万1千円の増額補正をお願いするものであります。続いて、6ページをお開きいただきたいと思います。第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金であります。繰越しをいたします保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金1,293万2千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは補正予算書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療

以上、議案第36号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算

課長 (第1号) についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 すみません、この議案に反対というわけではないんですけども、国保と違って後期高齢者というのは年齢で75歳以上の加入ということで、現在、昔の定年制みたいなものもどんどんと伸びて働いていらっしゃる方もいますけども、75歳というのはある程度、そういった60歳を過ぎてから仕事をされる方っていうのも、比率もずっと下がってきて、加入者これからどんどん増えていくものと思います。コロナだけでなく、今、経済的にすごい大変な中で、年金であったりとかそういったものが目減りしていつている中で、こういった後期高齢者の納める分もどんどんと生活を圧迫していつている。それに今回また窓口負担も増えるということで、高齢の方が医療的なものを控えるという方向になったら、元も子もない、やはり早期発見してしっかりと医療かかっていたいくということが大事な中でね、これから対象となる人がどんどん増えていくというところでは、しっかりと対応についても考えていつていただきたいと思っておりますので、要望として申し上げておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する奈良市との勉強会についてであります。前回の本委員会におきましてご報告させていただきました勉強会からの離脱の件でございますが、前回の委員会後、午後から奈良市のほうへ赴きまして、加藤副町長より奈良市の向井副市長の方に、正式に離脱の件をお伝えさせていただき、向井副市長からも、当町の判断についてご理解をいただいたところです。

次に、年末ごみ持込事業についてであります。昨年度まで、年末において衛生処理場で実施をしておりました年末ごみ持込事業であります。年度により来場者の増減はありますものの、総搬入量や1件あたりのごみの搬入量は減少傾向にある状況であります。また、当事業につきましては、衛生処理場周辺における交通渋滞を回避するため、職員の動員や警備員の配置などにより対応し、近年は大きな渋滞などもなく実施してきたところではありますが、衛生処理場周辺道路におきましては、通常よりも多くの車両が往来するといった状況であり、衛生処理場へ通じる道路周辺住民の皆さまにはご不便ご迷惑をおかけしている状況でございました。このようなことから、今回、年末ごみ持込事業について見直しを行い、見直しの内容といたしましては、まず、衛生処理場への持込事業は廃止とし、衛生的な問題がございます、その他プラスチック類、可燃ごみ、そして生ごみにつきましては、暦の関係から年末年始の収集期間も10日間程度、収集間隔が空きますことから、12月29日にはその他プラスチック類、12月30日には可燃ごみと生ごみについて、全町を対象に収集することといたしました。12月29日にはその他プラスチック類、30日には可燃ごみと生ごみと、日程及び収集対象の固定をさせていただきましたのは、暦の関係から年度ごとで収集日や収集対象を変更しないことで、住民の方々にもわかりやすく、排出内容や曜日の間違いなどを防止するためであり、また、こ

れまでは地区により、年末年始の可燃ごみなどの収集間隔に差がありましたが、地区により収集の不公平感をなくすために、全町収集とさせていただいたところであります。今後、年末のごみ持込事業の廃止及び年末収集につきまして、町広報やホームページ、ごみ分別アプリなどによりまして、周知徹底をはかってまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 町の広報とアプリ、ホームページ、特定な人っていうんか、そのアプリを取っている、ホームページを見れる、広報は全世帯配布してくれているからあれやけど、広報も見てはる人も少ないとよく聞くし、他に方法ってもうないのかな、それで全世帯にいきわたると思うか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 あと、最近斑鳩町でやっております、ラインの公式に載せさせていただいたり、あと衛生処理場へ普段から持ち込みをされておられる方もおられますことから、そういった場所でも事前に案内チラシを配布したい、また集積所への掲示も考えられると思います。

中川委員 ごみ置き場に張り紙するということやけど、考えられるって、考えているだけですかしないかわからへんの。

環境対策課長 以前も年末ごみ持ち込みの際にもそういった掲示をさせていただいておりましたので、そういう形で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 年末の持ち込みの時には今おっしゃった、その他プラスチックと可燃ごみのほかにも大掃除とかをされたりして、大きなものなどの持ち込みをされてたと思うんです。それと普段の時は自治会とか子ども会の廃品回収に出すようなものっていうのも、この時は家の中に年末に置いておくのが邪魔になるからというので持ち込みをされていたと思うんですけれども、そういったものに対してはどういうふうに対応されるとか、何かありますか。

環境対策課長 今回対象とさせていただいたのは、衛生的な課題があるものの3種類を対象とさせていただいております。それ以外の不燃ごみとかそういったごみも年末の大掃除等が出るかと思えますけども、衛生的な問題もないごみと考えられますことから、決められた収集日に出していただくか、例えば衛生処理場のほうで第2土曜、第4日曜に持ち込み事業をしておりますので、今年度でしたら12月25日が第4日曜日となりますので、そういった機会もご利用いただいて、持ち込みいただくとか、そういうふうに対応いただければなというふうに考えております。

濱委員 ありがとうございます。その辺も、この3つのことだけでなく丁寧にお知らせする時にはわかりやすくしていただけたらと思いますのでお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明を申しあげます。

まず、歳入からご説明をいたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和4年度見込額が当初見積りを上回るなどから、34万3千円の増額をお願いするものでございます。10ページをお願いします。第2項 国庫補助金では、第3目 衛生費国庫補助金の第4節 感染症予防費補助金で、新型コロナウイルスワクチン予防接種の4回目接種等を実施するにあたり、その財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金886万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金17万1千円の増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。次に、第22款 町債、第1項 町債では、第2目 民生債の第2節 認定こども園整備事業債で1,200万円の減額をさせていただくものです。以上が、歳入の補正内容でございます。

14ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正についてです。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第4目 老人憩の家運営費で、原油価格の高騰に伴い、老人憩の家の燃料費や光熱水費が当初見積りを上回ることから、あわせて109万9千円の増額をお願いするものでございます。第5目 医療対策費では、令和3年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い超過交付分を返還することから、260万2千円の増額をお願いするものでございます。第7目 障害福祉費では、令和3年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから664万2千円の増額をお願いするものであります。第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、原油価格の高騰に伴い、ふれあい交流センターいきいきの里の光熱水費が当初見積りを上回ることから、170万8千円の増額

をお願いするものでございます。第9目 介護保険事業繰出費では、令和4年10月の介護保険報酬改定等に伴うシステム改修分として、介護保険事務費繰出金5万円の増額、歳入で申しあげました低所得者保険料軽減負担金の令和4年度見込額が当初見積りを上回る事などから、介護保険低所得者保険料軽減繰出金68万5千円の増額をお願いするものです。第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、原油価格の高騰に伴い、総合保健福祉会館の光熱水費が当初見積りを上回る事から、166万9千円の増額をお願いするものです。

15ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、令和3年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,591万円の増額をお願いするものでございます。また、歳入で申しあげました認定こども園整備事業債の減による財源振替をしております。第2目 保育園費では、原油価格や物価の高騰に伴い、保育園の光熱水費や賄材料費が当初見積りを上回る事から、あわせて442万3千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費の第18節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました新型コロナウイルスワクチン予防接種の4回目接種等を実施することから886万8千円の増額、第22節 償還金利子及び割引料で、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから3,319万8千円の増額をお願いするものでございます。

第6目 火葬場費では、原油価格の高騰に伴い、火葬場の光熱水費が当初見積りを上回る事から252万2千円の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員

公共施設のところの光熱水料費、燃料費が軒並み増額になっているんですけども、それは仕方がないとして、その補正予算はこのそれぞれのお風呂だった

りとか、それからいきいきの里だったりとか、そういうものの金額というのは、年度末までの見込みを補正であげてくれてはるのか、今後もまだまだ上がっていくのでと、そのへんのちょっと教えてください。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活 一応年度末までの計算で補正予算計上させていただいておりますけども、まだ物価がさらに高騰しておりますので、場合によりましたらまた12月に補正をお願いしなければならないかもわかりません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、(2)健康づくりに関するアンケート調査について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活 健康対策課より、健康づくりに関するアンケート調査についてご報告させていただきます。本町では、個人の健康づくりを支援するため、健康増進法に基づく第2期斑鳩町健康増進計画及び、食育基本法に基づく第2期斑鳩町食育推進計画を策定しており、両計画に基づいて、保健事業を実施しているところです。両計画が、令和5年度に最終年度を向かえることから、最終評価を行うにあたり、今年度、住民の健康づくりに関する意識や生活習慣の状況などを把握するためアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、令和5年度に次期計画を策定する予定をしております。

アンケート調査の概要ですが、まず調査対象及び対象者数は、年中、小学2・4・6年生及び中学1～3年生相当の児童1,900人と、町内在住の20歳以上の人から無作為抽出した2千人の計3,900人に対して実施してま

います。次に調査方法としましては郵送による配布、回収です。また調査期間は、令和4年10月1日から10月25日を予定しております。調査項目は、前回のアンケートと比較するため、同内容となっており、食生活や運動、喫煙習慣などの生活習慣についての内容となっております。

以上、健康づくりに関するアンケート調査についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

次に、(3)新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告させていただきます。オミクロン株対応ワクチン接種の実施に向けて、接種体制の整備をすすめるよう通知がありましたので、現段階での状況につきましてご報告させていただきます。

昨日、厚生科学審議会予防接種、ワクチン分科会が開催され、オミクロン株対応ワクチン接種を予防接種法に基づく特例臨時接種に承認されたところで、接種対象者は、12歳以上の2回接種を完了された方となっており、最初に、重症化リスクが高い等の理由で、現行の4回目接種の対象となっている方で、まだ接種をされていない方を対象とします。その後、2回接種が完了した方へ移行する予定です。また、5歳から11歳の小児接種においても、9月6日に予防接種法の改正があり、3回目接種を行うこととなりました。接種間隔につきましては、前回接種から5か月経過した後となっておりますが、12歳以上の接種に関しましては、今後、海外の動向や有効性や安全性等の情報をふまえ、短縮する方向で検討されているところです。また、現在、進めております、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法に基づき、令和4年9月30日までとなっておりますが、オミクロン株対応ワクチン接種

を実施するにあたりまして、その実施期間を令和4年度末まで延長することが承認されました。オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、できるだけ早期に開始できるよう、現在、医師会等の関係機関と調整中でありますので、詳細が決まりましたら、お知らせさせていただきたいと考えております。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種についての説明とさせていただきます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 60歳以上や、基礎疾患や、今、子どもさんの説明あってんけど、60歳以下の、私らみたいな、3回で終わっている人っていうのはどうなるんやろ。

住民生活
部次長 オミクロン株の接種につきましては、12歳以上の2回接種をされた方ということに、対象になってまいりますので、まずはこの60歳以上の、今優先にさせていただいて、60歳以上の4回目接種の対象の方でまだ接種されていない方が優先にさせていただいて、その後、次の下の年齢の方に、2回目接種終わられた方に対しての3回目接種をご案内させていただくという流れになります。2回接種された方につきましては、皆さん対象になります。

中川委員 だいたいいつ頃になるねやろ。

住民生活
部次長 ワクチンの供給の状況にもよりますのと、あと4回目接種の方がまだ接種されてない方を優先にしていく中で、その方たちが終わり次第、早めにご案内させていただきたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（４）新西和医療センター整備基本構想について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

健康対策課より、新西和医療センター整備基本構想の概要についてご説明させていただきます。

新西和医療センター整備基本構想の概要についての説明が、令和４年８月２６日に開催されました西和７町連絡調整会議において、奈良県より説明がございましたので、ご報告をさせていただきます。

西和医療センターは、昭和５３年１２月に竣工され、４０年以上が経ち、老朽化が進んでいる状況でありますことから、西和医療センターの整備について、奈良県と奈良県立病院機構において新西和医療センター整備基本構想が策定されました。この基本構想につきましては、令和４年８月３日に開催された、西和構想区域地域医療構想調整会議においても報告されたと聞いております。整備場所、病床規模等については、整備場所につきましては現地建替と移転建替の両方が検討されておりますが、現時点ではＪＲ王寺駅の南側を移転候補地とした移転建替の方向ですすめられているところです。また、病床規模につきましては、１日当たりの入院患者数を算出し、病床稼働率９０％と仮定すると概ね２８０床程度となる見込みですが、今後、策定される基本計画で精査されます。開院時期につきましては令和１３年頃を目指しておられます。

次に、新西和医療センターが担う役割についてですが、５つの柱が掲げられており、新しく追加される機能といたしましては、②のがんの専門的な医療を提供する地域がん診療連携支援病院の機能と、③の災害時に災害医療を行う医療機関を支援し、多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症患者の受け入れを行う災害拠点病院の機能と、ＳＡＲＳ、ＭＡＲＳ、鳥インフルエンザなどの第２類感染症を担当する第２種感染症指定病院の機能となっております。

その他として、新西和医療センターの整備や運営に対しては、西和７町の負担は求めないとのことです。

また、今後は地域の福祉、医療、介護、健康等の検討についても７町と協力することとなっております。

最後に、今回、新西和医療センター整備基本構想が策定されたことを受けまして、西和7町といたしましては、県に対して、西和医療センターの機能の充実、強化を図るとともに、西和地域の拠点駅でありますJR王寺駅南側への移転の要望書を提出したいと考えております。

以上、新西和医療センター整備基本構想概要についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
濱委員。

濱委員

西和医療センターの新しく建て直すというところには、従前から縮小して建て替えるというところからすると大きく住民の願いである総合センターにしてほしいというところは、概要を見させていただいても新しく追加していただいたというのだとか、充実していただいたというところでは評価できると思っています。いろいろありますけども、王寺の南側のところの移転先候補地となっておりますけども、この候補地というのに対して、近隣の町長さん、連名でこういった要望書というのも用意されていますけれども、いくつかの中で、このプリント、カラーの分の右側のところに羅列されていますけれども、③の中で災害医療というところで、災害拠点病院という機能を持つということが追加でなっておりますけども、先ほど言いました候補地というのは、災害時、王寺は皆さんもまだ覚えていらっしゃる方あると思いますけども、大きな水害で町中が水に浸かったということもあります。今後その時よりもそういった豪雨であったりというのが今、各地で大変なことですが、この予定地というのは、この災害の時に、水害なんかの時に、拠点病院になるのかというところが大きな争点になると思うんです。その辺では皆さん、町長さん皆さん名前連ねていらっしゃるけれども、町としては要望書の中にはそういったことは触れておられませんけど、そのへんどうでしょうか。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

おっしゃるとおり、JR王寺駅の南側というのは浸水の想定区域になっておりますので、こちらの基本構想の策定の中でもこの対策といたしまして、今おっしゃいました災害の時の搬送をどうするのかというところで、水害の発生時には緊急の搬送経路として病院の2階部分へアクセスを検討するということと、あと、屋上にはヘリポートを設置を検討されているというようなことも考えられております。また、浸水の想定区域として、患者さんの治療ですとか、入院機能などの病院の主要機能は2階以上に設置するといったような対策というのでも検討されているということです。

濱委員

ヘリポートがあるとか、2階以上であるとかいうことですがけれども、災害の時というのはとても大変で、例えば斑鳩でも、いかるがホールは水害の時には避難場所に指定されていない、そういったことがあって、十分に2階以上で成り立つのかっていうのはやっぱりちょっと疑問もありますし、舟でいかなければいけないとか、いろんなことを構想の概要説明の時には県のほうもそういうことも漏らしていらっしゃったということもあります。この要望書を出されて、王寺に移転するというのについては、先ほど言いましたように、中身の充実ということもあって、反対をするのではありませんけれども、さきほど言いましたけれども、災害時のこととかは一番心配なところです。移転候補地というのはもう候補地は、改修であったりとかそういうのは進んでいるとか、そんな状況にあってもここに建てるというのが大きな筋道になっているんでしょうか。

住民生活
部次長

まだ、この地域のほうではJRですとか、王寺町等の私有地であるために、用地の取得ですとか、そちらの調整というのがこれからというふう聞いておりますので、現在では候補地ということで聞いております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

環境対策課から、先の委員会におきまして、嶋田委員より確認依頼のありました動物愛護の観点から、猫の捕獲器の住民への貸出しについて確認させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

動物の愛護及び管理に関する法律では、猫は愛護動物に分類され、駆除を目的とした保護は、団体、個人を問わず動物愛護法により禁止されております。このことから、住民が猫を捕獲するため、捕獲器を貸し出すことについては、駆除目的ではなく、保護を目的とした場合であるなど、捕獲目的を明らかにしたうえでないと、動物愛護法に違反する行為を助長する恐れもありますことから、捕獲目的が駆除を目的としないことが明らかである地域猫活動を実施する団体に対し、まずは捕獲器の貸出しを実施してまいりたいというふうに考えております。また、住民より飼い主のいない猫について、ご相談などがありました際には、地域猫活動団体と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。以上、確認のご報告とさせていただきます。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

続きまして、福祉課より2点報告させていただきます。

まず1件目でございます。例年、実施しておりました、身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集いにつきましてご報告させていただきます。身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集いは、障害者の自立と社会参加の促進を目的として、令和元年度までは斑鳩町が主催として実施し、令和2年度から斑鳩町社会福祉協議会の事業として開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、令和2年度、令和3年度は中止となっております。今般、社会福祉協議会から、今年度の身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集いを開催するということで情報提供がございましたので、ご報告させていただきます。実施予定日は、身体障害者ふれあいの集いが令和4年11月14日月曜日、心身障害者（児）ふれあいの集いが令和4年12月10日土曜日を予定されています。行き先は

未定とのことでございます。

なお、町事業で実施の際は、町議会議員のみなさまにもご協力をいただいておりますけれども、社会福祉協議会の主催となることから、町議会議員のみなさまのご協力はいただかずに実施されると聞いております。

以上、身体障害者ふれあいの集い、心身障害者（児）ふれあいの集いについての報告でございます。

次に2点目の報告でございます。住民税非課税世帯に対する5万円の給付金についてでございます。国において現在調整が進められております住民税非課税世帯に対する給付金につきまして、制度詳細が確定いたしましたら、できる限り早く支給を行うため、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 濱委員。

濱委員

町立の保育園とかの給食費とかの支援についてお伺いしたいんですけども、町立には支援がありますけれども、私立についての状況を教えていただきたいのと、私立と町立の分だったら給食費の負担というのか、そういったものにも差があると思うんですけども、その辺もわかれば教えていただきたい。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

町立保育園につきましては、今回、補正予算で賄い材料費のほうは不足するということで、補正予算計上させていただいております。私立保育園につきましては、運営費自体が国によって決められました公定価格で定められておりま

して、それを委託料という形で支払いをしており、その中で給食の運営もされている状況でありまして、現在のところ私立保育所から賄い費が不足するであるとか、そういったお声というのは聞いていない状況でありますので、委託料の範囲内で実施されるものというふうに考えております。給食費につきましては町立の保育園は1人月4,500円で実施しております。それは3歳から5歳の園児のみです。0歳から2歳については保育料に含まれております。斑鳩黎明保育園につきましても、同じ4,500円と聞いております。

濱委員

ありがとうございます。私立のほうからは、そういったことがないということですがけれども、ないということは、町で4,500円というのを私立のほうではそのままというような感じですか、徴収は。

子育て支援課長

町立のほうも保護者の方からいただたく4,500円というのは変わらず徴収はさせていただく予定をしております。町のほうで給食を運営するための費用が不足するというので、今回補正予算を計上させていただいたものです。保護者の負担については町立、私立ともに変更の予定はございません。

委員長

ほかにご覧いませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろ

しくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時01分 閉会)